

具体的かつ詳細な随意契約理由について(物品等)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	東北環境事業センター真空式温水ヒーター 修繕	産業用機器	昭和鉄工(株)	1,903,000	令和6年7月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-
2	中部環境事業センター出張所気中開閉器 ほか修繕	産業用機器	(株)ディーエス	1,045,000	令和6年7月19日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-
3	令和6年度 瓜破斎場ガスヒートポンプ空調 機修繕	産業用機器	大阪瓦斯(株)	1,448,095	令和6年7月24日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-

随意契約理由書

1 案件名称

東北環境事業センター 真空式温水ヒーター修繕

2 契約の相手方

昭和鉄工（株）

3 随意契約理由

本修繕は、東北環境事業センターにおける真空式温水ヒーター（以下「当該設備」）についてマイコン、複合バルブ等の故障により、動作不良をおこし性能が十分に発揮できなくなったため故障した部品の取替後、試運転調整を行い当該設備の性能復旧を行うものである。

当該設備は、昭和鉄工（株）が有する独自の技術により製造・設置したものであり、設備の有する特性を理論的、経験的に十分把握したうえで行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該設備を製造した会社以外では、本修繕に対して整備技術面での対応が不可能であり、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障をあたえる可能性がある。

また、修繕後の当該設備の性能、作動状態、耐寿命、安全性（製造物責任）に対して一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するので、上記業者と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 （電話番号06-6630-3375）

随意契約理由書

1 案件名称

中部環境事業センター出張所 気中開閉器ほか修繕

2 契約の相手方

(株)ディーエス

3 随意契約理由

中部環境事業センター出張所の受変電設備は、『令和5年度～令和8年度 自家用電気工作物保安点検業務委託 長期継続契約』（以下、「保安点検業務」という。）において、毎月の点検と、年に1回の全停電点検を実施している。上記点検において、気中開閉器（PAS）及び地絡方向継電器（DGR）（以下、「当該機器」という。）の不具合が確認され、このままでは継電器として正常な働きができないため、当該機器を更新しその性能復旧を行うものである。

保安点検業務における全停電点検には、当該機器の連動試験や継電器の性能試験が含まれており、不具合があると全停電点検の実施に支障をきたし、また、自家用電気工作物の性能と安全性を確保することできない。そのため点検実施前に当該機器の更新を行う必要があるが、更新作業は全停電時にしか実施することができない。当該機器の更新による性能復旧と、自家用電気工作物の全停電点検は、自家用電気工作物の性能と安全性を確保するためには密接不可分な関係にあり、当該機器更新後も自家用電気工作物について一貫して責任を持たせることができるのは、保安点検業務の受託事業者である（株）ディーエスのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 （電話番号 06-6630-3376）

随意契約理由書

1 案件名称

瓜破斎場 ガスヒートポンプ空調機修繕

2 契約の相手方

大阪瓦斯（株）

3 随意契約理由

本修繕は、瓜破斎場に設置しているガスヒートポンプ空調機(以降「当該設備」)の故障が判明し、正常な動作をしなくなったことから部品の取替後、試運転調整を行い、当該設備の性能復旧を行うものである。

本ガスヒートポンプ空調機は、都市ガス3社【東京瓦斯（株）、大阪瓦斯（株）、東邦瓦斯（株）】とエンジンメーカー【ヤンマー（株）】による共同研究により開発された GHP 式冷暖房機器である。

この機器は構造が複雑でかつ専門性が高く、機器動作における機能面、安全面については共同開発業者しか熟知できていない。さらに専用部品・油脂等による維持管理に必要な部品の入手は他社では実施不可能あり、修繕後も当該機器の性能、作動状態、耐寿命、安全性（製造物責任）に対し一貫して責任と性能について保証を持たせるためにも、開発に関与した業者でなければならない。

ヤンマー（株）において保守作業等は実施しておらず、本来であれば保守作業等を実施する事業者について都市ガス3社において見積徴取等を実施するところであるが、東京瓦斯（株）及び東邦瓦斯（株）においては、大阪市の入札参加資格もなく、また、営業の拠点も遠方であり緊急時に対応できない。よって、大阪市内において保守対応できる事業者は大阪瓦斯（株）のみである。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するので、上記業者と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課（斎場霊園）

（電話番号 06-6630-3136）